

郡山市養育費保証契約支援事業補助金のご案内

養育費の受け取りは、こどもの健やかな成長や安心した生活を実現するために認められたこどもの権利です。こどもたちの元に安定的に養育費が行き届くよう、保証会社と養育費保証契約※¹を締結した際の費用の一部を市が補助します。

※¹ 養育費の不払いが生じた場合に、保証会社がその債務の履行を保証する契約のこと



補助対象者	郡山市に在住する※²ひとり親家庭の父または母で、次の要件を全て満たす方が対象です。 ●養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満）を現に養育している者 ●保証会社と養育費保証契約（契約期間が1年以上の契約に限る。）を締結し、当該契約に係る初回保証料を負担した者 ●現に養育している児童の養育費の請求に係る債務名義を有している者 ●過去に同様の補助金等について他の自治体等から交付されていない者 ※² 本市に住民登録のある方
補助対象経費	保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結する際に要する初回保証料
補助額	補助対象経費の全額（上限5万円） ※予算の範囲内で交付します。
手続きの流れ	債務名義取得 契約 交付申請 審査 交付決定 ・公正証書や調停調書などの債務名義により養育費の取り決めをします。 ・保証会社と養育費保証契約を締結し、初回保証料を支払います。 ・保証会社によって契約内容が異なりますのでよく確認してください。 ・養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して1年以内に、必要書類（詳細は裏面に掲載）を揃えて、下記担当窓口申請してください。 ・必要書類を市が審査します。 ・補助金の交付が決定した方に補助金交付決定通知書を送付し、補助金を指定の金融機関口座に振り込みます。

来所される前にはまずはお電話にてお問合せください

必要書類等お手続きについてご案内させていただきます

TEL 024(924)3341 郡山市こども部こども家庭課女性・ひとり親家庭支援係

必 要 書 類	(1) 郡山市養育費保証契約支援事業 補助金交付申請書 (2) 郡山市養育費保証契約支援事業 補助金添付書類一覧表 様式は本市ウェブサイトからダウンロード できます。 こども家庭課窓口でも配布しています。  (3) 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し（契約期間が1年以上あるもの） (4) 養育費の請求に係る債務名義の内容が確認できる書類 強制執行認諾約款付公正証書※³、調停調書、判決書など養育費の強制執行の効力を有する文書の全ページの写しが必要です。 ※³ 「金銭債務を履行しないときは、強制執行に服する旨」という内容が記載された公正証書 (5) 領収書の写しなど、養育費保証契約の締結に係る費用の支出が確認できる書類 領収書の宛名が申請者であるもの (6) 申請者名義の口座の通帳の写しなど、振込先口座が確認できる書類 (7) 申請者及び申請者が養育している児童が記載された住民票の写し ●申請者及び申請者が養育している児童が郡山市の住民票に記載されていて、公簿の閲覧に同意し公簿で確認できれば、添付を省略することができます。 (8) ひとり親世帯であることが確認できる書類（A～Cの内、いずれか1つ） A 申請者及び申請者が養育している児童の戸籍謄本又は抄本の写し B 児童扶養手当証書の写し（最新のもの） ●現在、児童扶養手当を受給中であり、公簿の閲覧に同意し公簿で確認できれば、添付を省略することができます。 C ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し（最新のもの） ●現在、ひとり親家庭医療費受給資格者に登録中であり、公簿の閲覧に同意し公簿で確認できれば、添付を省略することができます。
お 知 ら せ	○郡山市養育費確保に係る公正証書作成等支援事業 公正証書や調停調書などの養育費に係る債務名義取得に要した経費の一部を市が補助（上限5万円）します。  ○養育費等に関する弁護士法律相談事業 養育費の他、離婚、親権、親子交流、慰謝料や財産分与などについて、無料で弁護士に相談することができます。事前申込みが必要になります。 

<お申込み・お問合せ>

郡山市こども家庭課女性・ひとり親家庭支援係
住所：郡山市桑野 1-2-3 ニコニコこども館 3 階
電話：024-924-3341

◆受付時間 9：00～16：30

※土日・祝日及び年末年始を除く

（受付時間を令和8年10月1日から令和9年3月31日まで試行的に変更します。）

